

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで  
結婚して会社を退職し、主人が国民年金なので私も加入して一緒に保険料を納付していたのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年8月28日に払い出されており、この時期に加入手続が行われたと推認される。また、市の国民年金被保険者名簿によると、50年4月から51年3月までの保険料を、同年11月11日に過年度納付したことが確認でき、過去の未納期間についてさかのぼって納付する意思があったことが認められる。

また、市によると、当時、国民年金加入手続の際、過去の年度の未納期間について保険料の納付の意向を確認していたとしている上、昭和49年7月から50年3月までは、申立人が国民年金に加入したと推認される51年8月の時点では納付可能な期間である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

2 申立期間のうち、昭和48年2月から49年6月までについて、申立人は、48年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、その際に交付されたとする年金手帳は、49年11月以降使用されるようになったオレンジ色調の手帳であることから、加入時期については記憶違いと考えられる。

また、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年8月に払い出されており、この時点で申立期間のうち48年2月から49年6月ま

では時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月  
国民年金加入後、約40年にわたり保険料はすべて納めてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、オンライン記録上、保険料の納付日が確認できる範囲において、申立人及びその夫の保険料の納付日はすべて同一であることが確認できることから、申立期間について、その夫が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されている。

さらに、申立人は、約40年間にわたる国民年金加入期間において、申立期間の1か月を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月  
20歳の時に父が国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで保険料を納めていたと聞いているので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳の時に父が国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで保険料を納付してくれていた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月に払い出されていることが確認でき、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人が居住している市では、当時、過年度保険料の納付書を交付していたとしている上、オンライン記録によると、申立期間の直後である同年4月から、厚生年金保険に加入する54年8月までの保険料は納付済みとなっているなど、その申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間は2か月と短期間であるとともに、オンライン記録により申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続及び国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適正に行っていることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、6年11月から8年9月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、8年10月から11年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から11年10月1日まで

ねんきん定期便が届いたので確認したところ、平成6年11月から11年9月までの標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。

このうち一部保管している給与明細書の総支給額及び保険料控除額と、ねんきん定期便の記載とが大幅に違っているため、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成6年11月1日から7年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年10月18日付けで、6年11月1日にさかのぼって随時改訂が行われ、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚及び当該事業所において一緒に勤務していたとする申立人の姉は、「当該事業所での申立人の業務は、

B業務やC業務であり、経理や社会保険関係の業務にはかかわっていなかった。」としている。

また、当該事業所に係る滞納処分票から、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、事業主が社会保険事務所の職員と相談していることが確認できる。

さらに、当該姉は、「<sup>そきゅう</sup>遡及による月額変更届や算定基礎届（定時決定）については、社長の指示により、私が実際の報酬月額より低い標準報酬月額で提出したが、給与は従来の方のまま支給しており、保険料控除についてもコンピューターシステムを変えることができなかったことから、従前と同額を控除していた。」と証言していることから、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月18日付けで行われた当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実上即したものと認め難く、申立人について、6年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、平成7年10月1日の定時決定における標準報酬月額については、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えられることから、同年10月1日の定時決定は、有効な処理であったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から8年10月1日までに係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成8年10月1日から11年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の姉の上記証言及び申立人が所持している平成7年分給与所得の源泉徴収票及び7年度から10年度の町民税・県民税課税明細書、並びに平成11年7月、同年11月及び同年12月の給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年10月から11年6月までの期間は41万円、同年7月から同年9月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、平成8年10月1日から11年10月1日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年

金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も他界しているが、給与明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、8年10月から11年9月までの期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成9年9月から10年3月までは59万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成10年5月26日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正し、同年4月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から10年4月30日まで  
② 平成10年4月30日から同年5月26日まで

ねんきん定期便によると、A社における厚生年金保険の資格喪失日は平成10年4月30日となっているが、同年5月25日に同社が倒産するまで勤務していた。また、標準報酬月額の記録が、9年9月から極端に低くなっている。どちらも正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月1日以降の同年7月15日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書によると、平成9年6月から同年8月までは、いずれも59万円以上の報酬が支給されている上、申立期間①について、当該訂正処理を行う前の標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、法人登記簿謄本から、申立人が当該事業所の役員であったことが

確認できるものの、元事業主は、「申立人は、本社ではなく他県の工場に勤務しており、経理や社会保険に係る事務には関与していなかった。」としている上、他の役員及び従業員に照会しても、申立人が社会保険事務<sup>そきゆう</sup>に関与していた可能性をうかがわせる証言は無いことから、申立人が当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理を行う合理的理由は無く、有効な記録訂正とは認められないことから、申立人の申立期間①における標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>の記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書、元事業主の証言及びA社が加入していたB健康保険組合の記録等から、申立人が平成10年5月25日まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月1日以降の同年7月15日付けで、同年4月30日にさかのぼって申立人に係る資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、前述のとおり、申立人は当該事業所の役員であったものの、社会保険に係る事務には関与していなかったと認められることから、当該資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

加えて、A社は法人事業所であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成10年5月1日の時点では、経営は継続していたと元事業主が証言している上、B健康保険組合の記録によれば、当該事業所が適用事業所でなくなった日は同年5月30日となっていることなどから、同年5月1日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該資格喪失処理を行う合理的理由は無く、有効な資格喪失処理とは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を、平成10年5月26日に訂正することが必要である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月29日から同年5月1日まで

A社C支店を昭和48年4月末日で退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が4月29日となっており、その結果1か月の年金記録が欠落している。会社とは4月末で退職する約束だったので、記録が間違っていると思われる。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している社員名簿及び当該事業所の回答から、申立人が当該事業所に昭和48年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和48年3月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1291

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月26日から38年1月1日まで  
厚生年金保険の被保険者記録では、A社B事業所から同社C事業所に転勤した際、1か月の空白期間がある。同一企業に継続して雇用されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主及び元同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年1月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年11月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年3月1日まで  
A社に勤務していた申立期間は、月に60万円程度給与をもらっていたが、オンライン記録では標準報酬月額が著しく低くなっており納得できない。正しい記録に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年6月30日以降の同年8月27日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されている上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者だった申立人を含む40人全員が、同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間のうち平成7年6月から同年11月まで当該事業所の取締役であったことが確認できるものの、当該事業所の元同僚及び当該事業所に係る社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「申立人は社会保険事務に関与していない。」と証言していることに加え、申立人は、8年3月1日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該訂正処理を遡<sup>そきゆう</sup>及して行う合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成9年7月8日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から9年4月30日まで  
② 平成9年4月30日から同年7月8日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が20万円と記録されているが、同社では約32万円の給料をもらっていた。預金通帳の写しを提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成9年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっているが、同社を退職したのはそれより後なので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月30日以降の同年7月8日付けで、さかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか38人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元同僚が申立人は社会保険の手続に関わっていなかったとの証言をしていることから、申立人が当該遡及訂正処理そきゆうに関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成9年4月30日と記録されており、当該資格喪失処理が行われたのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月30日以降の同年7月8日である上、同日において、申立人のほか43人についても資格喪失日をさかのぼって同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、同僚の証言から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年6月30日において、事業は継続しており、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた同年7月8日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社における当該期間の訂正前のオンライン記録から32万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち平成16年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成16年7月20日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月1日から17年9月1日まで  
② 平成16年7月20日

ねんきん定期便が届き、A社に勤務していた期間について記録を確認したところ、申立期間①について、給料明細書の総支給額より標準報酬月額の方が低い金額になっているので調査してほしい。

また、申立期間②について、賞与の記録が無いが、賞与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断す



ることとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成16年7月を28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①について誤った厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年8月1日から17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された当該期間の給与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人は、当該期間について11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年12月から9年9月までは56万円、同年10月から同年12月までは59万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年1月17日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。その当時、大きく収入が下がることは無かったので確認の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年9月までは56万円、同年10月から同年12月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年1月17日以降の同年2月16日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該事業所の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は平成9年11月15日に代表取締役役に就任していることが確認できるものの、オンライン記録によると、上記の減額訂正処理は、同社が地方裁判所から破産宣告を受けた10年1月\*日以降に行われていることが確認できる。

また、当該事業所の当時の経理担当者は、「申立人は、破産の前月から数ヶ月間は債権者から距離を置くため所在不明としていた。そのため、社会保険事務所（当時）からの照会や被保険者の資格喪失届は私が対応した。」と証言している。

さらに、破産宣告後は、財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれ、上記の破産宣告後に選任された破産管財人は、「当時、同社の代表者印を預かっていたか否かは覚えていないが、基本的に破産後は会社の代表者印を預かる

ことにしている。」と証言していることから、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年12月から9年9月までは56万円、同年10月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年4月まで、50年4月から同年6月まで及び57年1月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年4月まで  
② 昭和50年4月から同年6月まで  
③ 昭和57年1月から60年1月まで

母親から、20歳になったら国民年金に加入することが義務であると言われていたため、納めない期間が無いように気をつけていたので、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、母親に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、当時の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和50年7月25日に任意加入しており、制度上、任意加入の場合、加入手続を行った日が資格取得日となり、さかのぼって加入することはできないことから、当該期間に係る保険料納付書が発行された可能性は考え難い。

申立期間③について、申立人は、「当時、B社という会社に勤務していたが、年金事務所に照会したところ、厚生年金の加入記録が無いと言われたので、国民年金の保険料を納付していたと思い、申し立てた。」としており、当該期間における国民年金の加入及び保険料納付に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>と見受けられる。

また、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和57年1月15日付けで任意加入被保険者の資格を喪失し、当該期間は未加入期間となっていることから、保険料納付書が発行された可能性は考え難い。

このほか、申立期間①、②及び③について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 810（事案 303 及び 702 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月まで

昭和 46 年 1 月に町役場に出向き、国民年金に加入し、その場で 42 年 6 月から 45 年 12 月までの保険料をさかのぼって納付した。その際の窓口の担当者とのやりとりなども具体的に記憶しているので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が昭和 46 年 1 月に申立期間の国民年金保険料を納付する際に町役場に持参したとする国民年金手帳には、42 年 6 月 10 日資格喪失と記載されており、申立期間の保険料を納付できたとは考え難いこと、また、46 年 1 月に国民年金に加入した際に、新たな国民年金手帳記号番号が付与され、交付された国民年金手帳についても、交付時点では同年 1 月 11 日資格取得と記載されていたことが確認でき、この時の加入は任意加入であることから、これ以前の期間である申立期間については、さかのぼって国民年金に加入することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い、申立期間以前の日付のある写真を新たな資料として提出したが、これは国民年金保険料の納付に直接関連するものではなく、かつ、申立人から再聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても、平成 22 年 5 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再々度の申立てを行い、その中で、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする新たな主張をしているが、特例納付制度は強制

加入被保険者を対象とするものであり、申立人は申立期間において任意加入被保険者であったことから、特例納付により保険料を納付することはできない上、当時、特例納付できたのは昭和 45 年 6 月分までであることから、同年 12 月分までの保険料を納付したとする主張は不自然と言わざるを得ない。

また、申立人は、当時の町役場の年金窓口担当者に申立期間に係る国民年金保険料を納めたと主張しているが、当該町役場では制度上できない任意加入期間についての保険料をさかのぼって受領することは無かったとしており、また、申立人が納めたはずであると主張する当時の担当者は、「国民年金係では保険料の収納はしておらず、被保険者本人に役場内の出納室に行って納めてもらっていた。申立人から保険料を預かった覚えは無い。」と証言している。

さらに、申立人は、昭和 46 年 1 月に役場の年金窓口で申立期間の保険料を納付した際、その時点で所持していた 2 冊の国民年金手帳を持参したとしているが、これら 2 冊の手帳の氏名は、既に結婚していたにもかかわらず旧姓のまま変更されていない上、同年 1 月に新たに国民年金手帳記号番号が付与された新しい手帳が発行されているなど、申立内容に不合理な点も見られる。

加えて、申立人が所持する昭和 46 年 1 月に発行された国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、45 年 12 月以前の各月の欄には×印が付されており、保険料を納付することができない期間であることが明確に示されているとともに、これ以前に交付された 2 冊の国民年金手帳にも、申立期間の保険料に係る検認印は確認できない。

以上のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶していると主張するものの、その内容には不合理な点が散見される上、今回の再々申立てに当たっても、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで  
申立期間当時は大学生で、通学のため実家を離れていたが、母親が国民年金の加入手続と保険料納付をしてきていたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「申立期間当時、学生は任意加入だと承知していたが、息子が将来困らないように国民年金に加入した。」としているものの、年金手帳を交付された記憶は無いとしており、当時の記憶は具体的とは言い難いことから、申立期間における加入状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、学生が強制加入とされた平成3年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月15日に払い出されていることが確認できることから、この時期に加入手続がなされたものと考えられるところ、申立期間当時、申立人は大学生であり、任意加入対象者であることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで  
年金事務所から、「標準報酬月額の確認について」との通知が届いたの  
で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、健康保険・厚生年金保険  
被保険者標準報酬決定通知書の標準報酬月額よりも低くなっていることが  
分かった。正しい標準報酬月額に戻してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生  
年金保険の標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、当該事  
業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 5 月 1 日以降の同年  
5 月 9 日付けで、さかのぼって 18 万円に減額訂正されていることが確認でき  
る。

一方、登記簿謄本により、申立人は、平成 11 年 8 月 20 日付けで当該事業  
所の代表取締役役に就任していたことが確認できる。

また、申立人は、「当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所でなくな  
る手続、及び健康保険任意継続被保険者資格取得の手続は妻が行っていたこ  
とから、標準報酬月額の当該遡<sup>そく</sup>及訂正処理については分からない。」と供述  
しているが、「当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があつ  
た。」と供述している上、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金  
保険の適用事業所でなくなる時点の当該事業所における被保険者は、代表取  
締役であった申立人のみであることが確認できる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立  
人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標  
準報酬月額に係る記録の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なも  
のでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚  
生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月7日から47年4月1日まで  
② 昭和49年3月9日から同年4月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、事業主も既に他界していることから、当時の状況を確認することができない。

また、当該期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は、昭和45年9月1日に資格を取得した後、46年9月7日に離職、47年3月11日に資格を再取得した後、49年3月9日に離職し、再度、同年4月1日に取得したとされていることが確認でき、これは、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録とおおむね一致している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年9月7日及び49年3月9日に被保険者資格を喪失し、いずれも健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、当該期間は国民年金の被保険者期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 7 年 10 月 1 日まで  
給与や賞与の金額は覚えていないが、「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額より多かったと思うので、記録の確認をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する平成元年及び2年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額によると、当該期間はオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除があったことが推認できる。

また、オンライン記録により、申立期間当時のA社における他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡もなく、不自然さは見受けられない。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚は、「当時支給されていた給与額について、給与明細書が無く、はっきり覚えてはいないが、ねんきん定期便の標準報酬月額の記録に間違いは無いと思う。」と証言している。

加えて、当該事業所は、平成9年11月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。